

東京都へき地医療対策協議会設置要綱

平成25年9月30日25福保医救第679号
 一部改正 平成29年9月12日29福保医救第700号
 一部改正 令和5年7月1日5福保医救第510号
 一部改正 令和5年9月14日5保医医救第216号
 一部改正 令和6年12月25日6保医医救第1120号

第1 目的

この要綱は、東京都へき地医療支援機構設置要綱（平成17年10月14日付17福保医救第282号）第3に基づく東京都へき地医療対策協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 協議事項

協議会は、東京都のへき地に関する次の事項について協議し、その結果を保健医療局長に報告する。

- 1 へき地医療支援計画の策定に関する事項
- 2 へき地勤務医師等派遣計画の策定に関する事項
- 3 へき地における医師等医療技術者の安定的確保に関する事項
- 4 へき地医療対策に係る総合的な意見交換、調整等
- 5 その他必要な事項

第3 構成

協議会は次に掲げる区分に従い、保健医療局長が委嘱する委員で構成する。

- 1 へき地町村代表者及びへき地医療機関関係者
 - (1) 都内島しょ地域自治体の長のうち1名
 - (2) 檜原村長又は奥多摩町長
 - (3) 小笠原村長が推薦する小笠原村職員1名
 - (4) 大島町長又は八丈町長が推薦する当該自治体職員のうち1名
 - (5) 新島村長、神津島村長又は三宅村長が推薦する当該自治体職員のうち1名
 - (6) 利島村長、御蔵島村長又は青ヶ島村長が推薦する当該自治体職員のうち1名
 - (7) 檜原村長又は奥多摩町長が推薦する当該自治体職員のうち1名
 - (8) 国民健康保険町立八丈病院長
 - (9) 奥多摩町国民健康保険奥多摩病院長
- 2 へき地勤務医師等確保事業協力医療機関関係者及びへき地専門医療確保事業協力医療機関関係者
 - (1) 都内の各へき地勤務医師等確保事業協力医療機関（ただし、地方独立行政法人東京都立病院機構を除く。）の医師確保統括責任者
 - (2) 日本赤十字社東京都支部課長職（へき地専門診療調整担当）
- 3 学識経験者
 - (1) 自治医科大学卒後指導部長
 - (2) その他へき地医療について専門的知見を持ち、保健医療局長が必要と認める者
- 4 関係団体等代表者
 - 自治医科大学卒後指導委員東京都担当
- 5 へき地医療拠点病院関係者
 - 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立広尾病院長

- 6 へき地医療における保健・福祉関係者
東京都西多摩保健所長又は東京都島しょ保健所長

第4 会 長

- 1 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5 部会の設置

- 1 協議会には、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 2 小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6 招集等

- 1 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

第7 代 理

委員は、学識経験者を除き、職務代理者を代理として出席させることができる。

第8 任 期

- 1 委員の任期は指名又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第9 公開等

- 1 協議会及び関係資料、議事録は、原則として公開する。ただし、出席委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは公開しないことができる。
- 2 協議会及び関係資料、議事録を公開するときは、会長は必要な条件を付することができる。

第10 庶 務

協議会の庶務は、医療政策部救急災害医療課において処理する。

第11 報 酬

第3の1から3に掲げる委員の協議会への出席に対して謝礼を支払うこととする。
なお、月の初日から末日までに開催した協議会への出席に対する謝礼の総額を翌月末日までに支払うものとする。

第12 補 則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 東京都へき地勤務医師等確保協議会設置要綱（平成5年3月22日付4衛医対第1381号）及び東京都へき地医療支援計画策定会議設置要綱（平成17年10月14日付17福保医救第282号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。